

## 第十三回 参議院農林委員会会議録

## 第十八号

(三三五)

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)午後一時二十一分開会  
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 鹿七君  
西山 亀七君  
加賀 操君  
山崎 恒君  
岡村文四郎君

委員

龍井治三郎君  
宮本 郷彦君  
赤澤 與仁君  
飯島連次郎君  
片柳 島村  
島村 光平君  
三浦 長雄君  
小林 孝平君  
三橋八次郎君  
小林 千賀  
松永 幸雄君

衆議院議員

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林省蚕糸局長

事務局側

林野庁長官

常任委員

会専門員

倉田 吉雄君

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。  
昨日閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案の審議中、委員各位より御発言がありまして、当面の蚕糸政策との関連で来る三月二十九日開かれる繭糸価格安定審議会に關する問題及び蚕糸価格安定法の政令に関する問題等についてそれぞれ御発言があり、当委員会の意見をとりまとめて政府に申入れをすべきであるとのことでございましたので、一應要領をまとめておきましが、本日はこれに基いて農林大臣御出席になつておりますので、こ

の案文をどういう取扱いをするかは後刻御相談することにいたしまして、重ねて御質問を開陳願つて、その答弁取りあえず農林大臣、並びに蚕糸局長に対し、昨日御発言の件に関し、更にどうするかをきめて参りたいと思うのであります。従つて最初蚕糸局長は昨日の質疑で大体内容は了承されておりますが、大

本日の会議に付した事件  
(蚕糸政策に関する件)

○森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○森林法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

臣はこの件に関しては、本日初めて聞知されるわけでありますので繰返すことはなりますが、重ねてこの機会に御発言を願うことにいたします。

○小林幸平君 当委員会におきまして先般二月の十二日の繭糸価格安定審議会において標準生糸の売買価格がきました。その最高価額二十三万円、最低価額が十八万円と決定になりました。経緯並びにその算出方法等につきま

して、いろいろ政府当局から御説明をお伺いしたのでありまするけれども、

その際に繭の生産費、或いは生糸の製造加工費等の問題につきましての質疑に対しまして説明が甚だ十分でなく、我々は納得しがたい点が多くあつたのであります。又資料の提出を求めるだけでも十分なる資料の提出はまだございません。更にこの点につきましては一般に非常に関心を持つておたけれども、この審議会においても相当活潑な議論が行われたようによく承わつてお

ります。そこでこういうような観點からいたしまして、私たちはこの三月の二十九日に第二回の繭糸価格安定期議会が開催される予定になつております。そこでこの精神に反してお

るようになります。そこでこういうように思ふのであります。ところが施行令の第三條ではこういう

繭の生産費、製造加工費、それから販売諸経費といふものと、その他の諸費の価格とかいろいろのものが、並列的

に販売の諸費を割らないように、これ

を基準として最低価格をきめる、こう

い精神になつてゐるのです。ところが施行令の第四條等を見て参りますと、最後の十三号、十四号で支払利子、支払地代となつておるのではありませんかと思つております。例え

のであります。

そこで具体的には、先ほど申上げま

したように繭の生産費、それから生糸

の製造加工費の点に幾多の疑点があり

ますので、これららの点を十分民間の諸

団体の意見も斟酌して検討をして頂く

必要があります。又もう一つは、繭糸価格安定法

の第三條は、繭糸価格安定法の価格

によります価格の決定の根本の精神は

繭の生産費に生糸の製造加工費、それ

に販売の諸費を割らないように、これ

を基準として最低価格をきめる、こう

い精神になつてゐるのです。ところが

施設令の第四條等を見て参りますと、

も、この生産費調査が、農産物の生産

費調査としてはやはり多少問題がある

のではないかと思つております。例え

ば第四條の各項目を見て参りますと、最後の十三号、十四号で支払利

子、支払地代となつておるのでありま

す。これは大臣も御承知のように米麦等の生産費は、要するに今実際支払を

いたしませんでも資本利子を見てお

ります。それから桑園は自作の場合がむしろ多いのであります。小作でない場合においてはやはり土地資本利子を、

相当量といふものを計上しておかなければならぬ。この場合にも一つの疑問があると存じますし、それから過

りの繭の生産費が十二百九十一円に見

ておられます。これが今言つた生産費

程度にとどめられて、もう少し情勢を

研究して、最終的の価格は二十九日に

きめて頂かないよう、こういふ希望を持つておるのであります。

○片桐義吉君 関連して……。只今小林君からお話をありましたわけあり

ます。が、関連いたしまして、私からも若干御質問をいたしたいと思うのであ

りますが、この施行令が法律の規定な

か、こういふふうに考えておるのであ

ります。又もう一つは、繭糸価格安定法

の第三條は、繭糸価格安定法の価格

によります価格の決定の根本の精神は

繭の生産費に生糸の製造加工費、それ

に販売の諸費を割らないように、これ

を基準として最低価格をきめる、こう

原価計算要綱、これは農業に間違いないわけであります。それが製造工業の場合は、これはやはり一つの問題が出ておられます。結論として昨日も申上げたわけであります。修正した結果は資本利子はゼロである。これはゼロであるという点も一つの疑問であります。それから地代が僅かに七円といふ非常に実は実態と相反したもののが入つての千二百九十一円であります。この辺にも私はやはり問題があろうかと思うのであります。そういう点もあります。それから昨日も申上げたわけであります。最近の御承知のような紡績市場の異常な不振という関係もありますし、それから生糸の輸出關係も昨年のような調子には行つておらないようであります。現在のところ物価の今後の見通しをすること、特に織維價格指數をどう見るかに相当の問題があります。せんかということからむしろいま少し時期をお延ばしになつたほうがよろしいのではないかということを申上げたのであります。ただ生糸は対外関係等もございまして、やはりそういう点から、或いは今月中にきめなければならんというような特殊の事情もありはせんかと思うのであります。又今月中にきめましても、経済情勢が非常に変つて参りますれば、これは直し得る法規もありますので、その後を一つぶちまけて、どうしても今月中にやるということであれば、それをやらざるを得ない御事情なり、又今からお答え願いたいと思います。

○國務大臣(廣川弘輝君) 二十九日に審議会を開いて価格を決定することとは、今まできめておつたのであります。が、併しこの価格決定は、御存じのようになりますが、とにかく一応きめて、そうしてあとで政令を直し、それから問題になつておる織の再生産ができるようにならん価格をその中に織り込めるように政令を直してから又修正する、又只今御発言中にもありましたように、鐵維の問題については、非常にこれは大きな問題なのであります。今日のU.P.O.電報でも入つておつたようですが、英國は全面的に日本の綿糸をキヤンセルしておるようであります。そういうようなことから見て、これからいろいろなむずかしい問題があるとは思いますが、併しこの条約の決定は、条約の最初の決定になるので、非常に各国で今期待しているのじないかと私は思います。が、そうして委員会の皆様方の意向を十分入れて、政令等を直すのは直して、そうして改めて修正するなら修正する、こういうわけには行くかんものでしようか。これは一つ私御相談申上げるのですが……。

うものを重大に取上げられて、あの法案が御修正になつたと存じておるのであります。然るに当委員会において一昨日來同僚委員の御質問によりますると、このたび農林省から出された政令その他の政府委員の御答弁によりますと、どうもこの修正した趣旨がひっくり返された。そうして最初の米価安定法の出た前の間屋或いは穀糸家を保護しようと走る方向に再び戻つたのではないかとういう疑いがあるのです。それから出発しまして、これはやや形式論に走るかも知れませんが、そういうような実態があるのでありますから、ここで特に私は取上げなければならんと考えるのであります。それは問題になつておる政令が、政令の基になつておる法律と、その趣旨において反するような規定になつてゐるのではないかと、いうことであります。それがためにその政令について、これを改める意思はないかといふ同僚委員からの御質問もあります。で蚕糸局長にお尋ねしたいのですが、この政令がその基本になるところの法律の精神とびつたり合つてゐるのかどうか、違つてゐるのではないか、根本的に言えど、法律が繭の生産費というものを取上げて、そうして蚕農民を保護しようという精神と違つてゐる結果を生ずるような規定が、この政令の中にあるのではないかという点をまず。一つ局長から御答弁願いたいと思います。

御質問のようにならに私は要取つたのであります。ですが、我々がこれをきめますときには決してそういう趣旨でやつたものではないのでありますし、少し細かい法は、政令で定めるところにより、醸の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、「となつておりますし、これはいろいろ法制局等とも相談したのであります。が、こう書いてありますと、最高価格についてもその生産費を基準にしなければならないのだという議論が出てしまつたのであります。従いましてこの最低価格についてだけ、費用の額を加えた額を基準とするということができなくなつたということで、でき上つてしまいましてからの法律を読みまして、いろいろな法律家に聞いて見ますとそうなるのであります。従いまして、又基準といふ文字の解釈の仕方であります。が、この基準といふことは或る算出したしました生産費の近くで認めなければならないという趣旨に解釈いたしますと、最高価格もそれできめなければならんということになります。これが公定価格と同じようなことになつてしまふのであります。そこで現在できました法律をそのまま読みますと、而も生産費を基準としてといふことになりますのに、率直に申しきめますと、我々も法制局も非常に苦しんだのであります。そこで最高価格も最低価格も生産費を「基準」として「し」としてを広く解釈しなければならぬということになるのであります。政令で定めるところにより、醸の

今では生産費を基準としてその「一壁」  
価値というところに持つて参りまして最  
高価格がきまり、その七割のところで  
最低価格をきめる、こういうふうにい  
たしますと、生産費を基準として上下  
に下がつて行く、要するにこの二條の  
でき上りました法文の解釈上から止む  
を得ずこうなつたのでありますと、最  
初の案はむしろ最低価格を御題旨の通  
りプライム・コストでも出しまして、  
それを即ち最低価格にしようというよ  
うな考え方もあるつたのでありますが、  
法制局、法律家の意見を聞きますとそ  
ういうことになつたので、非常に苦心  
して作りました政令でございまして、  
決して法律の趣旨を無視したとは少し  
も考えていないのでございますが、こ  
れはなおよく研究しまして改正すべき  
点は改正してもよろしいと私たちは思  
つてるのでございます。どうぞこれ  
を作りましたときの気分を御了承願い  
たいと思います。

つて、あの人の解釈が法理論的に正確であるという断定は急には下すことができないであります。それによつてあなたが法制局はそう考へておられるのだろうというようなことをおつしやつて、俄かに私はそうであります。しかしいうと今日はそういう気持にはなれないのです。殊に政令の文章を読みますと、どうも一級酒と二級酒と重つておるような感じがするのであります。そして、結局において蚕桑農業を真に守るような政令になつてゐるかどうかと申しますと、何も形式を私はやかく言うのではありませんが、当委員会において幾多の専門家の諸君から詳細に御質問あつて非常な疑惑を抱かれています。それを形の上でひっくり返すようなことがあります。私は疑いを持つてゐるのであります。だから伺うべきところは、この政令でどうするかということは、先ほど大臣からもお話をあつたのであります。私が重ねてその点について大臣に一つ御意見を伺いたい。

○國務大臣(廣川弘輝君) 松永さんは

法律家ですから、立法のことはよく御存じのはずであります。これは若しあなたがたの疑惑のようにこれが実害を与えるようなことがあればいかんので、我々のほうでは検討して悪いところは直したい、こう率直に認めておるわけですから御了承願いたい。

○松永義雄君 その悪いところがあれらから先悪いところが出るといふ考えるのであります。それとも当委員会に考へるのですか。それとも當委員会の意見を参考するくらいの雅量があると、こういうことですか。

○小林亦治君 それに関連して一言蚕桑局長に申上げておきたいのは蚕桑局長はこの前この繭糸価格安定法案のほうの審議の際には關係なかつたものですから、只今のよう御質問をされるのでありますけれども、私たちは役所のかたはそりうることを将来おつやるだらう、こういふことを考えましたのでありますけれども、いろいろの問題があつて困るという非常に頗るまれたものですから(笑聲)その審議をそのときやめたのですよ。それから私たちには修正案を出しましたけれども、いろいろの問題があつて困るという非常に多くはかりませんが、我々の想像といたしましては繭糸価格安定基金の三十億という件がありますから、あの事務当局としてはこうしたことを考えたかどろかわかりませんが、我々の想像といたしましては繭糸価格安定基金の三十億という件がありますから、あの事務局としてはこうしたことを考えて頂きたい、これは希望であります。

○國務大臣(廣川弘輝君) 私も希望を申上げますが、これはきめるものは向に持つて頂くような方法をとつて頂きたい、これは希望であります。まして、事實上当日決定しないといふような方法で審議会を引延すような方點はこれはもう協議の運営技術でありますから、その辺は一つ大臣におかれます。まあ私は対外関係等の問題もありますようから、今言つた政令をあの修正當時の精神に即して直して頂くといふことをはつきりいたしますれば、審議会の期日までどうも言ふことも多少なりとした確約を頂きますれば、或いは止むを得んかと思つております。

○國務大臣(廣川弘輝君) 私も希望を申上げますが、これはきめるものは向に持つて頂くような方法をとつて頂きたい、これは希望であります。まして、事實上当日決定しないといふような方法で審議会を引延すような方點はこれはもう協議の運営技術でありますから、その辺は一つ大臣におかれます。まあ私は対外関係等の問題もありますようから、今言つた政令をあの修正當時の精神に即して直して頂くといふことをはつきりいたしますれば、審議会の期日までどうも言ふことも多少なりとした確約を頂きますれば、或いは止むを得んかと思つております。

○國務大臣(廣川弘輝君) 立法者の意見を大臣から確約して頂きますれば、私どもは了承できるところ思うのですが、その点は如何ですか、一つ。

○國務大臣(廣川弘輝君) 立法者の意見が政令に入らないということはいかんといふことありますから、そういうふうに申しますと、立派な御意見があつて御意見があつましたが、この點は如何ですか、一つ。

○片柳眞吉君 先ほど蚕桑局長から法律の解釈、繭糸価格安定法の第三條の解釈について御意見がありました。これが松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする

ことは松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする

ことは松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする

ことは松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする

ことは松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする

ことは松永さんと同様にいろ／＼いさつがあつて、この前あれだけの修正をいたしたわけです。最高価格と最低価格がありながら、生産費をカバーする





をして頂いております。なお、このどちらの法律で実行するかということを協議している間に、病害が蔓延するというような事態が起らるようになつて、かかるだけ早く処理を進める考え方でござります。

○三橋八次郎君 小さな問題でござい

ますが、第二條の対象病害虫の種類は政令で定めると、こうあります。その対象の今予想されている病害虫の種類はどういうものでございましょうか。

○衆議院議員(千賀慶治君) お答え申

上げます。主として現在ではやはり松、杉等に關係のものが主体でございまして、松くい虫、松毛虫、まつばのたまばえ、まいまいが、まつのくろほしさばち、こういふものでございまして、その他に野鼠等がございますが、これは北海道におきまして非常に猖獗を極めております。昆虫ではさようなものであります。その他バイラスや緑素の抜けたような葉がこの弱い枝が生じて枯死に至ります。ああいうものは、じやがいもののバイラスと同じようなバイラスだと言われておりますが、ああいうもの、他の闇葉樹等にやはり出で来るようなものは、農林大臣がやはりこれは政令で指定することになつております。その他菌類であります、この菌類はバイラスよりも研究の歴史は古くてバイラスほど、素焼で通過されるほど細かいものではありませんので、いろ／＼な名前の付いた菌類もございますが、その菌類の中で、特に森林の被害をかもす菌類はこ

とに包括をされるのでござります。○委員長(羽生三七君) 本法案中ミ

ス・プリントがあるそんで今長官から発言がありますので、お聞きとりを願います。

○政府委員(横川信夫君) 印刷の手産いで誤植、誤字をいたしておりますので、御訂正お願ひ申上げます。

第三條の第四号でございますが、「森林病害虫等の被害を受け、若しくは」とございますのは、「又は」の誤りでござります。なお十五條のあとに附則でございますが、附則のうのところに、植物防疫法の法律番号がござりますが、「昭和二十六年法律第二百四十五年法律第二百五十一号」の誤記でござりますので、御訂正お願ひいたします。

○三橋八次郎君 善虫とバイラスのほうはよくわかりましたが、菌類のほうの病害といたしまして、種苗伝染をいたしまして立ち枯れ病などのことがこの中に包含されておるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 差当つてそ

う大規模にまだ発生も見ておりませんので、当面の見通しといたしましては、只今政令では予定をしないつもりでおります。

○三橋八次郎君 善虫とバイラスの

ほうはよくわかりましたが、菌類のほうの病害といたしまして、種苗伝染をいたしまして立ち枯れ病などのことがこの中に包含されておるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 現在この仕事

をいたしておりますのは、府県におむね兼務ではございますが千百名ほどでございます。なお技術普及員も千名ほどございまして、あらゆる機会に各種の林業の技術の指導に當つてお

は一般農家並びに林業家からの聞きなれといふようなこともありますので、病害防除員といふ名称がいいのではなかろうかと思ふのであります

ほうも入れるとしたならば、やはりこれはただ意見として申上げてお

ります。

なお、病虫害の問題につきましては、発生したもの処理するというよ

りも、発生を未然に防止するというよ

うな指導が極めて必要だと思うのですが、まあ殊に農作物はこの点非

常に重要なことでございますから、森林の方面といたしましても、やはりそういう指導法といふものが必要だ

ります。まあ殊に農作物はこの点非常に重要なことでございますから、森林

ややくたまに、私どもいたいたしては最も望ましいことなのであります

が最も望ましいことなのであります。できるだけそういう知識の普及を図りたいと考えております。

○三橋八次郎君 な、この機構を拡充いたしまして、圧縮されるのを

害虫ばかり取扱うようですから、害虫防除員でいいようでござりますけれども、法の題名から申しますと、森林病害虫防除員と言つたほうがいいようでもあります。それで、御訂正お願ひ申上げます。

第三條の第四号でございますが、「森林病害虫等の被害を受け、若しくは」とございますのは、「又は」の誤りでござります。なお十五條のあとに附則でございますが、附則のうのところに、植物防疫法の法律番号がござりますが、「昭和二十六年法律第二百四十五年法律第二百五十一号」の誤記でござりますので、御訂正お願ひいたしま

す。

○三橋八次郎君 者の、名は体を現わすといいますから、やはり松くい虫の如きに、昔の慣例に従つてこういふうにしておるのであります。

○三橋八次郎君 者の、名は体を現わすといいますから、やはり松くい虫の如きに、昔の慣例に従つてこういふうにしておるのであります。

○三橋八次郎君 これは一般農家並びに林業家からの聞きなれといふようなこともありますので、病害防除員といふ名称がいいのではなかろうかと思ふのであります

が、これはただ意見として申上げてお

ります。

なお、病虫害の問題につきましては、最も望ましいことなのであります

が最も望ましいことなのであります。できるだけそういう知識の普及を図りたいと考えております。

な、この機構を拡充いたしまして、圧縮されるのを

ややくたまに、私どもいたいたしては最も望ましいことなのであります。

○松永義雄君 今三橋委員からお話をありました財政上の圧縮で農林省としては思うように行かない、こういう点です。先ほど農林大臣がお見えになつたときに、大臣も触れないと思つて遠慮したのですが、ちょっと考えて農林省の予算が非常に少いような感じがするのですが、そして今ここで拝見いたしますと、二十一年度の被害状況、二十六年度の被害状況を見ましても、そうして国庫支出金のほうと比較しますと、丁度百倍ぐらいになつて計算になつていています。それで被害状況はこういうピーカーから下へ下つていつた形になつていて。いずれはなくなるのでしようが、併し今までの予算をもう少し余計出しておけばもつと早く被害も少くなつておるのじやないかといふことも、素人考えで考えるのあります。只今丁度そういうお言葉が三橋委員からもありました。農林大臣もう一段心臓強くして農林省予算を殖やしてもらわなければ、本当に自給自足までは不可能ですけれども、国内の食糧の増産は今の程度の予算では非常に少い。ちょっと計算して通産省その他鉱工業関係の予算といふのは非常に多い。ところが農林省関係は少い、予算費をちよつと見ただけでもそういう感じがする。今お話をありますて、農林省予算をうんと殖やしで増益に努力して頂きたいと希望を述べておきます。

○衆議院議員(千賀慶治君) 非常に有難い御意見、ぜひ私ども農林大臣を頼りますして御希望の域に達する

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決を行いたいと思つたはそれ。賛否を明らかにしてお述べを願います。  
別段御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決を行いたいと思つたはそれ。正する法律案につきまして、原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でござります。従つて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本会議における委員長の報告は前例によることを御了承願います。

多數意見者署名  
山崎 恒 三浦 長雄 片柳 真吉 赤澤 興仁 松永 義雄 岡村文四郎 三橋八次郎 加賀 操 西山 龍七 瀧井治三郎 宮本 邦彦 島村 軍次

この法律案は、去る第十国会で制定せられた森林法並びに国有林野法の一部をそれら改正するものであります。先づ森林法でありますが、同法は戦後の経済事情の変化に応じて森林の保護と森林生产力の発展を図ることを趣旨としたとして、制定せられ、その円滑な運用を期して参つたのであります。松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いいたしました。

その改正の主要な点を申し述べますならば、第一に從来森林区実施計画に基く伐採の許可の申請は、年一回だけ認められて居たのですが、都道府県知事が許可した伐採立木材積が森林区実施計画に定められた許容限度まで達しない場合に限り、都道府県知事は、更に森林区実施計画に定められた許容限度に達する数量の範囲内において新たに許可すべき伐採立木材積の数量を六月一日に公表し、これに基いて、伐採の許可をなし得るようになつたと存ずるのであります。

次に国有林野法につきましては、森林法と同様に新土地収用法の施行に伴いまして国有林野法中の関係規定を整備しようとするものであります。

以上簡単に御説明を申上げたのであります。が、慎重御審議の上、御協賛をお願い申上げる次第であります。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては、質疑は後日に譲りまして、本日はこの程度で散会をいたします。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては、質疑は後日に譲りまして、本日はこの程度で散会をいたします。

三月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

第一、森林法等の一部を改正する法律案(案)(予備審査のための付託は三月二十四日)

午後二時四十二分散会

期日を十月三十一日から十一月三十日に、森林区実施計画の決定の期日を十二月三十一日から翌年の一月二十五日にそれより繰り下げるこにより森林区実施計画の編成準備の便宜に資し、

第三に、保安林におきましては、立木の損傷につきましても都道府県知事の許可事項として荒廃の防止を図ることいたしました。

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所